

生産緑地買取申出の提出書類

第 10 条の買取申出に要する図書

必 須		生産緑地買取申出書（様式－1）・・・土地所有者の実印押印したもの
		位置図・・・地図等に土地の位置を明示したもの
		公図の写し・・・公図に土地の位置を明示したもの
		土地登記簿謄本・・・当該土地の所有者がわかるもの
		印鑑登録証明・・・申請者のもの
対 象 の 方 の み	死 亡 の 場 合	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書 ・・・三田市農業委員会が発行したもの
		除籍謄本
		遺産分割協議書の写し・・・相続登記が済んでいない場合のみ
	故 障 の 場 合	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書 ・・・三田市農業委員会が発行したもの
		故障認定通知書・・・故障認定願により認定通知を受けたもの
	土 地 が 共 有 の 場 合	委任状（様式－17）・・・代表者への委任状、 押印者の印鑑登録証明が必要
	主たる従事者が 小作人等の場合	同意書（様式－18）・・・押印者の印鑑登録証明が必要
	抵 当 権 等 の 設 定 が あ る 場 合	誓約書・・・実印を押印
	代 理 人 の 場 合	委任状・・・代理者への委任状
	そ の 他	その他市長が必要と認める書類
	※ 正本、副本、各1部（副本に添付する証明書類等は写しでもかまいません） ※ 証明書類等は3ヶ月以内に発行・交付されたものに限りま	

■注意事項

- ※1 買取り申出を行い、公共団体や他の農業従事者の買取り希望がなく、申出から3か月間経過しない限り、建築制限等は解除されないのをご注意ください。
- ※2 公共による買取りがなく、他の農業従事者への斡旋が不調になった場合、農地法の手続きを行った上で農地転用が可能となります。農地転用を行う場合、下記の注意が必要です。
- ・建築基準法上の道路の接道条件を満たさない場合
→建築物等が建てられない可能性があります。（接道条件の確認は、審査指導課まで(TEL:079-559-5112)）
- ※3 生産緑地の解除前に、土地を有償で譲渡する場合、公有地の拡大の推進に関する法律第4条の規定（都市計画区域内に存在する土地で、生産緑地地区の区域内の土地（200平方メートル以上の土地）に該当）に基づく届出をする必要があります。
- 詳細につきましては、用地対策課まで（TEL:079-559-5125）